

役員等報酬規準

令和5年6月26日（火）に行われた社会福祉法人克己会令和4年度第2回評議員会にて、評議員は無報酬であることおよびその旨HPに掲載することに対し、参加評議員全員の承認のもと実施されることとなった。

なお、理事及び監事に関しては社会福祉法人克己会の前身である特定非営利活動法人阿賀野児童福祉会で決められた当法人施設勤務者以外に『1時間2000円』を費用として支払う内容を引き継ぐ。